

# 知らない間に 消防法違反 になっていませんか？



重大な消防法令違反の大半は、用途変更や建物の増改築が原因で発生しています！

## 事例1 事務所ビルの一部を「飲食店」に用途変更



※不特定多数の方が利用するテナント(飲食店やコンビニ等)が入居したため、建物の用途が変わり、自動火災報知設備の設置が必要になった事例

注: マンションの一部分に福祉施設(グループホーム)が入居し、建物全体に自動火災報知設備の設置が必要になった事例もあります。

## 事例2 階段が1つしかない雑居ビルの3階に「飲食店」が入居

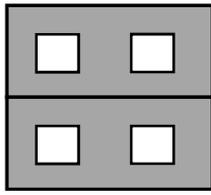


※3階以上の階に不特定多数の方が利用するテナントが入居したため、自動火災報知設備の設置が必要になった事例

注: 階段が屋内に1つしかない建物で、地下または3階以上の階に飲食店などの不特定多数の方が利用する施設が入居した場合、建物の面積に関係なく自動火災報知設備の設置が必要となる場合があります。

### 事例3 店舗の改装工事に併せて、窓を合板やパネルで塞いだ

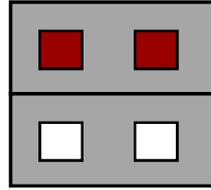
木造・飲食店  
面積300㎡  
(各階150㎡)



2階の窓を塞いだ



一部だけだから  
問題ないでしょ?



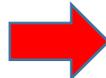
いいえ!  
屋内消火栓が  
未設置のため  
違反です!

※客席の配置やデザインを重視して窓を塞いだことで、避難上または消火活動上有効な開口部の面積が小さくなり、2階部分に屋内消火栓設備が必要になった事例

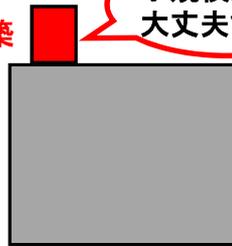
注: 開口部(窓や出入口等)を塞いだ場合、その階の床面積に対する開口部の面積の割合が一定の基準に満たなければ、新たな消防用設備等の設置が必要になることがあります。

### 事例4 収納スペースとして、屋上に木造の物置を増築

耐火構造  
飲食店ビル  
700㎡



屋上に木造で  
物置10㎡を増築



小規模だから  
大丈夫でしょ?

いいえ!  
屋内消火栓が  
未設置のため  
違反です!

※耐火構造の緩和要件が適用されず、屋内消火栓の設置が必要になった事例

注: 階段室の内部に物置を増築して、消防法違反になったケースもあります。  
また、自動火災報知設備の感知器など、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合があります。

!



## 消防法に違反した場合

消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります

命令を受けると、建物の出入口に危険  
を知らせる標識が設置されます。



建物の用途変更や増改築を行う場合は、事前に管轄の消防署  
へ相談してください。

問い合わせ先

秋田市消防本部 予防課 823-4247

建物を利用される方、従業員の皆様の安全のために

